

動薬協会発 138号

平成25年9月5日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福 井 邦 顕
(公 印 省 略)

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の
省令の施行について

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局長より通知がありましたのでお知らせします。



25消安第2439号
平成25年9月2日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省 消費・安全局長



飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する
省令の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成25年農林水産省令第60号）が平成25年9月2日付けで公布され、このことについて別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力願います。





(別 添)

25消安第2439号

平成25年9月2日

各都道府県知事 殿

農林水産省 消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成25年農林水産省令第60号）が平成25年9月2日付けで公布され、同日から施行されました。

同令による改正の内容は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

また、本改正に伴い「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）を別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、併せて御了知下さい。

記

第1 改正の趣旨

飼料添加物の製造等の基準・成分規格は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）により定められている。

成分規格等省令が制定されて以降、飼料添加物の成分規格の確認に適用することが可能な新たな試験法が開発される一方で、現在ではほとんど用いられていない試験法が規定されたままである等、成分規格等省令は、必ずしも現在の科学的知見を反映していない内容を含んでいることから、所要の改正を行うものである。

第2 成分規格等省令の改正の概要

1 現在の科学的知見を反映した試験法の見直し

(1) 鉛、ヒ素及び生菌剤の試験法として、試験従事者の健康に悪影響を及ぼ

す有害試薬（クロロホルム、ベンゼン等）を使用しない試験法を新たに追加する。

(2) 液体クロマトグラフ法及びガスクロマトグラフ法のピーク面積の算出法から、重量法及びプランメーター法を削除する。

(3) ナトリウム塩の定性試験の方法から酢酸ウラニルを用いる試験法を削除する。

(4) 比旋光度の測定条件の層長が100mmを超えるものについては、層長を200mmから100mmに変更する。

(5) 飼料添加物の適合の判断基準のうち、臭い及び味については、他の確認試験により判断が可能であることから、参考事項として整理する。

2 国際・国内規格に準拠した濃度表記等への変更

(1) 質量百万分率又は質量対体積百万分率を明確に表すこととし、「ppm」をそれぞれ「 $\mu\text{g/g}$ 」又は「 $\mu\text{g/mL}$ 」に変更する。

(2) 国際原子量表に基づく分子量等の再計算を行い、窒素定量法に用いる窒素の補正係数等の規定を変更する。

(3) 温度の単位を一般に用いられる計量の単位として表すこととし、「°」を「 $^{\circ}\text{C}$ 」に変更する。

3 表現の統一及び明確化

再現性のある正しい分析が行えるようにするため、「正確に」、「直ちに」等の定義を明確化するとともに、試験法の表現を統一する。

4 賦形物質等の整理

液状を除く飼料添加物について、その製造用原体に混合して用いられる賦形物質及び希釈物質を成分規格等省令別表第2の3の飼料添加物一般の製造の方法の基準の項にリスト化して規定する。

なお、液状の飼料添加物については、賦形物質及び希釈物質の組合せにより、製剤としての安定性などの成分規格を担保できないおそれがあることから、これまでどおり、各飼料添加物ごとに規定されている賦形物質及び希釈物質のみ用いることとする。

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」

(平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長・水産庁官通知) 一部改正新旧対照表(案) (傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1 [略]</p> <p>第2 飼料の製造業等に関する規制</p> <p>1 [略]</p> <p>2 規格及び基準</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 成分規格等省令の留意事項</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 別表第2(飼料添加物関係)</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 飼料添加物一般の製造の方法の基準(成分規格等省令別表第2の3)</p> <p>a・b [略]</p> <p>c いわゆるプレミックスを製造する場合には各条に規定されているいずれの賦形物質をも用いることができるが、この場合においても、<u>別表第2の3の(5)に掲げられた要件を満たす必要がある。</u></p> <p>(ウ)・(エ) [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>第1 [略]</p> <p>第2 飼料の製造業等に関する規制</p> <p>1 [略]</p> <p>2 規格及び基準</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 成分規格等省令の留意事項</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 別表第2(飼料添加物関係)</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 飼料添加物一般の製造の方法の基準(成分規格等省令別表第2の3)</p> <p>a・b [略]</p> <p>c いわゆるプレミックスを製造する場合には各条に規定されているいずれの賦形物質をも用いることができるが、この場合においても、<u>当然別表第2の2の(5)に掲げられた要件を満たす必要がある。</u></p> <p>なお、<u>別表第2の8の各飼料添加物の成分規格において、賦形物質名の次に「等」と記載のある賦形物質については、当該物質名が明示された賦形物質のほか第1表に掲げる当該物質が属する区分中のいずれかの賦形物質を用いることができる。</u></p> <p>(ウ)・(エ) [略]</p> <p>(4) [略]</p>

3～7 [略]

第3 飼料の公定規格及び表示の基準

1～4 [略]

5 表示の基準

(1) [略]

(2) 表示方法等

ア・イ [略]

ウ 法における表示は安全性に関するものと栄養成分に関するものとあり、また、表示事項も多岐にわたっているが、これについては、飼料品質表示基準（昭和51年7月24日農林省告示第760号）第2の7において重複する事項の表示は要しないこととされている。配合飼料に関する表示事項を整理すれば第1表のとおりであり、また、表示の例は第2表のとおりであるので参考とすること。なお、法による表示に際しては、表示票7の大きさ、表示事項の記載順等は別段定められていないが、飼料品質表示基準の第2の遵守事項に基づいて実施すること。

(3) [略]

第4・5 [略]

別記様式第1～17号

[略]

[削る。]

3～7 [略]

第3 飼料の公定規格及び表示の基準

1～4 [略]

5 表示の基準

(1) [略]

(2) 表示方法等

ア・イ [略]

ウ 法における表示は安全性に関するものと栄養成分に関するものとあり、また、表示事項も多岐にわたっているが、これについては、飼料品質表示基準（昭和51年7月24日農林省告示第760号）第2の7において重複する事項の表示は要しないこととされている。配合飼料に関する表示事項を整理すれば第2表のとおりであり、また、表示の例は第3表のとおりであるので参考とすること。なお、法による表示に際しては、表示票の大きさ、表示事項の記載順等は別段定められていないが、飼料品質表示基準の第2の遵守事項に基づいて実施すること。

(3) [略]

第4・5 [略]

別記様式第1～17号

[略]

第1表

区分	賦形物質等
1	トウモロコシデンプン、コムギデンプン、デンプン、変性食用デンプン、コーンスターチ、 α -デンプン、デキストリン

<u>2</u>	<u>トウモロコシジスチラーズグレイン, トウモロコシジスチラーズグレイン以外のジスチラーズグレイン, ジスチラーズグレインソリュブル</u>
<u>3</u>	<u>トウモロコシ穂軸粉末, コーンコブミール</u>
<u>4</u>	<u>グルテン, 小麦グルテン, 活性グルテン, グルテンミール</u>
<u>5</u>	<u>小麦粉, ふすま, 小麦ミドリング</u>
<u>6</u>	<u>米ぬか, 米ぬか油かす</u>
<u>7</u>	<u>大豆かす, 大豆粉, 大豆油かす, きな粉</u>
<u>8</u>	<u>ソイビーンミルラン, 大豆皮</u>
<u>9</u>	<u>ブドウ糖, 乳糖, 白糖, マルトース</u>
<u>10</u>	<u>植物油, 動物油, 硬化油, 高級飽和脂肪酸, 脂肪酸</u>
<u>11</u>	<u>脱脂魚粉, ホワイトフィッシュミール</u>
<u>12</u>	<u>ビール酵母, トルラ酵母, パン酵母</u>
<u>13</u>	<u>無水ケイ酸, 軽質無水ケイ酸, 無水ケイ酸及びその塩類, ケイ酸カルシウム, 含水二酸化ケイ素, 含水無品形酸化ケイ素, ケイ酸, 無水ケイ酸又はその塩類</u>
<u>14</u>	<u>リン酸一水素カルシウム, 第一リン酸カルシウム, リン酸三</u>

第1表
[略]

第2表
[略]

	<u>カルシウム, リン酸カルシウム, リン酸二水素カルシウム</u>
15	<u>パーミキュライト, ケイソウ土, タルク, カオリン, ベントナイト</u>

注) 区分11については、粗脂肪7%以下のものである。

第2表
[略]

第3表
[略]

事務連絡
平成25年9月2日

関係各位

農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課
飼料安全基準班

飼料安全法に基づく成分規格等省令の改正の概要

- 1 飼料添加物の規格及び基準は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第3条第1項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（成分規格等省令）により定められています。
- 2 昨今、①有害試薬を用いない新たな飼料添加物の試験法が開発されてきたこと ②濃度表記等において国際・国内規格と整合しない点が出てきたことから試験法等を見直しました。
- 3 また、農業資材審議会及び食品安全委員会において、評価業務の効率化に資することから飼料添加物毎に規定されている賦形物質をリスト化することについて適当と認められたことから、今回、新たにリストを定めました。
- 4 改正の主な内容
 - (1) 現在一般的に用いられている試験法への変更
試験従事者の健康を考慮し、クロロホルム等の有害試薬を使用しないヒ素や鉛の試験法を追加しました。
 - (2) 国際・国内規格に準拠した濃度表記等への変更
各種単位の国際単位系への統一及び最新の国際原子量表に基づく分子量等の再計算を行い規定を変更しました。
 - (3) 賦形物質のリスト化
飼料添加物毎に個別に規定されている賦形物質のうち、安全性が高く評価を要さないと考えられる賦形物質をリスト化し、リストの範囲内の賦形物質については、食品安全委員会等の評価を経ることなく使えるように変更しました。

※ 賦形物質とは、有効成分の均一化を目的として、飼料添加物の製造用原体に混合して用いられるものです。

担当： 畜水産安全管理課
飼料安全基準班 古川
TEL：03-3502-8181（内線：82112）

